

第9回  
館林市・板倉町合併協議会  
会議録

日時：平成29年11月24日（金）午後2時  
場所：板倉町中央公民館大ホール



別記様式第1号（第7条関係）

会議録

会議の名称	第9回 館林市・板倉町合併協議会	
開催日時	平成29年11月24日（金） 午後2時開会・午後4時閉会	
開催場所	板倉町中央公民館大ホール	
議長氏名	須藤和臣	
出席者氏名	「出席者名簿」のとおり	
事務局氏名	「出席者名簿」のとおり	
会議事項	議題	会議結果
	「会議事項」のとおり	「会議事項」のとおり
会議経過	「会議経過」のとおり	
会議資料	第9回 館林市・板倉町合併協議会 会議資料	
会議録の確定	確定年月日	署名
	平成30年1月5日（金）	指名委員氏名 福田栄次
	平成30年1月11日（木）	指名委員氏名 江森 高夫

## 出席者名簿

【敬称略】

規約	氏名	
会長	須 藤 和 臣	
副会長	栗 原 実	
1号委員	小 山 定 男	中 里 重 義
2号委員	河 野 哲 雄	遠 藤 重 吉
	青 木 秀 夫	今 村 好 市
3号委員	野 村 晴 三	向 井 誠
	井野口 勝 則	荒 井 英 世
	小森谷 幸 雄	小森谷 幸 雄 (重複)
4号委員	吉 間 常 明	鈴 木 優
5号委員	山 崎 紀 夫	河 本 榮 一
	福 田 榮 次	増 田 文 和
	須 藤 稔	小 林 博
	江 森 富 夫	
7号委員	青 木 秀 夫 (重複)	
幹 事	栗 原 誠	根 岸 一 仁
	小 嶋 栄	
専門部会	打 木 雅 人	金 子 和 夫
	中 村 豊	大 塚 憲 一
	相 川 英 雄	栗 原 幸 枝
	大 井 守	高 橋 一 哲
	青 木 伸 行	石 井 洋 史
	戸 叶 俊 文	始 澤 勝 也
	峯 崎 浩	山 口 秀 雄
	根 岸 光 男	小野田 博 基
事務局長	田 沼 孝 一	
事務局次長	林 成 明	丸 山 英 幸
事務局係長	木 村 和 好	舘 野 雅 英
事務局係員	石 井 博	鈴 木 誠
	田部井 啓 介	

欠席者 なし

## 会議事項

### 1 開会

### 2 開会あいさつ

### 3 審議事項

議案第27号 【合併協定項目23-1】国内・国際交流事業について

**⇒原案のとおり可決**

議案第28号 【合併協定項目23-4】人権推進事業について

**⇒原案のとおり可決**

議案第29号 【合併協定項目23-16】ごみ収集運搬業務事業について

**⇒原案のとおり可決**

議案第30号 【合併協定項目23-17】環境対策事業について

**⇒原案のとおり可決**

### 4 協議事項

協議第3号 【合併協定項目3】新市の名称について（継続協議）

**⇒次回以降の審議事項とする**

協議第4号 【合併協定項目4】新市の事務所の位置について（継続協議）

**⇒次回以降の審議事項とする**

協議第29号 【合併協定項目23-2】電算システム事業について

**⇒次回以降の審議事項とする**

協議第30号 【合併協定項目23-3】広聴広報関係事業について

**⇒次回以降の審議事項とする**

協議第31号 【合併協定項目23-5】納税関係事業について

**⇒次回以降の審議事項とする**

協議第32号 【合併協定項目23-25】文化・スポーツ振興事業について

**⇒次回以降の審議事項とする**

協議第33号 【合併協定項目23-27】生涯学習事業について

**⇒次回以降の審議事項とする**

協議第34号 【合併協定項目23-28】男女共同参画事業について

**⇒次回以降の審議事項とする**

### 5 その他

### 6 閉会あいさつ

### 7 閉会

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
田沼事務局長	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから第9回館林市・板倉町合併協議会を開会いたします。</p> <p>本日の進行役を務めさせていただきます合併協議会事務局長の田沼でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>初めに、ご報告を申し上げます。本合併協議会は、協議会規約第9条第1項の規定により、会議は委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができないと定められております。本日は、委員全員が出席しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただいた次第、会議資料のほか、座席表、出席者名簿、また封筒に入れました次回開催通知をお配りさせていただいております。ご確認をいただき、不足などがございましたら、お申しつけください。</p>
田沼事務局長	<p>それでは、次第に基づき、開会挨拶をいただきます。</p> <p>須藤会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
須藤会長	<p>本日は大変ご多忙のところ、委員の皆様には出席を賜りまして、まことにありがとうございます。第9回の合併協議会を開催するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>前回の会議におきましては、懸案となっておりました合併の方式が採決になるなど、委員の皆様のご理解とご協力に改めて感謝を申し上げる次第であります。</p> <p>さて、本日の会議におきましては、合併協定項目の中でも基本となります新市の名称や新市の事務所の位置につきましても、委員各位のご意見をお伺いしたいと考えております。これらの項目や、今後調整が困難と思われる内容につきましても、まずは委員からのご意見を賜り、多少時間が必要でありましても協議会としての考え方を少しずつまとめていくことが</p>

田沼事務局長

望ましいと考えておりますので、引き続きましてご理解とご協力をお願い申し上げます。

今年度、第6回目の協議会となりますが、来月は両市町ともに議会の開催、また師走という忙しい時期にも入りますので、年内の合併協議会は本日が最終の会議でございます。委員の皆様には忌憚のないご意見をお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

続きまして、会議に当たっての留意事項を申し上げます。

会議における質問、発言等に際しましては、挙手の上、お名前を言っていただくこと、あわせてマイクのご使用をお願いいたします。

ここで、議事に入る前に1点報告をさせていただきます。前回、第8回の協議会におきまして、河本委員より都市計画マスタープランに関連したご質問をいただきましたが、明確な回答を申し上げておりませんでしたので、報告をさせていただきます。

委員からのご質問は、都市計画マスタープランの目標年次における推定人口とこの時点での70歳以上の人口でございました。しかしながら、都市計画マスタープランにおいては、目標年次の推定総人口のみを定めておりますので、その推定総人口を申し上げます。館林市におきましては、前回の協議会で説明させていただいたとおり約7万4,000人でございます。板倉町都市計画マスタープランでは約1万3,700人でございます。なお、高齢者人口につきましては、今後の協議会におきまして新市基本計画の中で平成37年の推定総人口や65歳以上の人口などをお示しする予定でございます。ご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、合併協議会規約第9条第1項の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、これ以降の進行を会長にお願いいたします。

それでは、須藤会長、よろしくお願いいたします。

<p>議長</p>	<p>規約に基づきまして、暫時、議長を務めさせていただきます。</p> <p>審議、協議事項につきましては、委員皆様のご協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、会議に先立ちまして、会議録署名人の選出を行います。</p> <p>議長が出席委員の中から2名を指名することになっております。本日の会議につきましては、館林市の福田委員と両市町共通の江森委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>議長</p> <p>木村事務局係長</p>	<p>それでは、お二人に会議録署名人をお願いいたします。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議事に移ります。</p> <p>初めに、議案第27号 合併協定項目23—1 「国内・国際交流事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局調整2係長の木村と申します。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、合併協定項目23—1 「国内・国際交流事業について」をご説明いたします。</p> <p>資料の1ページをお願いします。議案第27号 合併協定項目23—1 「国内・国際交流事業について」を説明いたします。</p> <p>表の中の調整方針になりますが、関係項目が2つございます。</p> <p>1、国内交流事業については、現行のとおり新市において継続する。</p> <p>2、国際交流事業については、合併時に統合する。</p> <p>としております。</p> <p>それでは、関係項目ごとに説明いたしますので、次の2ページをお願いいたします。</p> <p>関係項目は、1の国内交流事業になります。現況でございますが、国内交流事業につきましては、自治体間交流を継続して行うことにより、住民等の交流による相互理解や地域活性化につなげるものでございます。</p>

	<p>市では、1の沖縄県名護市とは友好都市として、2の山形県天童市とは観光物産等相互交流協定として、3の山形県上市市とはスポーツ交流協定として、それぞれごらんの交流事業を行っております。町では、新潟県上越市と姉妹都市として上越市板倉区(旧板倉町)と交流事業を行っております。</p> <p>調整の結果でございますが、表の右側、具体的な調整内容として、「国内交流事業については、現行のとおり新市において継続する。」としました。</p> <p>関係項目1の説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、資料の4ページをお願いします。</p> <p>関係項目は、2の国際交流事業になります。</p> <p>現況でございますが、この事業は、市のみの事業でございまして、2つの都市と交流を行っております。1つ目は、オーストラリアのサンシャインコースト市と姉妹都市を、2つ目は、中華人民共和国の昆山市と友好都市を結び、それぞれごらんの交流事業を行っております。</p> <p>調整の結果でございますが、表の右側、具体的な調整内容として、「国際交流事業については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。」としました。</p> <p>関係項目2についての説明は以上でございます。</p> <p>以上で、議案第27号の説明を終わります。よろしく願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第27号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは、質疑を打ち切り、採決を行います。</p> <p>議案第27号 合併協定項目23—1 「国内・国際交流事業について」を原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>

<p>議 長</p> <p>木村事務局係長</p>	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第28号 合併協定項目23—4 「人権推進事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>資料の5ページをお願いします。議案第28号 合併協定項目23—4 「人権推進事業について」を説明いたします。</p> <p>表の中の調整方針になりますが、関係項目が2つございます。</p> <p>1、人権啓発事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>2、人権教育の推進については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>としております。</p> <p>それでは、関係項目ごとに説明いたしますので、次の6ページをお願いいたします。</p> <p>関係項目1の人権啓発事業になります。</p> <p>現況でございますが、1の人権尊重都市宣言につきましては、市のみのものとなっております。</p> <p>次に、2の人権教育・啓発に関する基本計画については、市では平成26年に計画を策定していますが、町では現在策定をしておりません。啓発事業につきましては、両市町ともほぼ同様に事業を実施している状況です。</p> <p>調整の結果でございますが、表の右側、具体的な調整内容は、「人権教育・啓発に関する基本計画及び人権啓発事業については、館林市のみ策定しているため、合併時は館林市の計画をそのまま適用し、合併後、新市において速やかに策定する。ただし、人権尊重都市宣言については、合併協定項目19「慣行の取扱い」において調整する。」といたしました。</p> <p>関係項目1についての説明は以上でございます。</p>
---------------------------	--

<p>議 長</p>	<p>続きまして、資料の7ページをお願いいたします。</p> <p>関係項目は、2の人権教育の推進になります。</p> <p>現況でございますが、この人権教育に関する計画は、両市町ともに策定しております。目的、事業内容はほぼ同様のものがございます。</p> <p>調整の結果でございますが、表の右側、具体的な調整内容は、「人権教育の推進については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。」といたしました。</p> <p>関係項目2についての説明は以上でございます。</p> <p>以上で、議案第28号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第28号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、質疑を打ち切り、採決を行います。</p> <p>議案第28号 合併協定項目23—4 「人権推進事業について」を原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>議 長</p> <p>木村事務局係長</p>	<p>挙手全員でございます。</p> <p>よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第29号 合併協定項目23—16 「ごみ収集運搬業務事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>資料の9ページをお願いいたします。</p> <p>議案第29号 合併協定項目23—16 「ごみ収集運搬業務事業について」を説明いたします。</p>

	<p>表の中の調整方針になりますが、関係項目が3つございます。</p> <p>1、ごみ収集運搬に関することについては、合併時に統合する。</p> <p>2、一般廃棄物処理計画については、次のとおりとする。</p> <p>(1)、一般廃棄物処理基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>(2)、一般廃棄物処理実施計画については、合併時に再編する。</p> <p>3、ごみ減量化器具購入費助成金については、合併時に統合する。</p> <p>それでは、関係項目ごとに説明をいたしますので、次の10ページをお願いいたします。</p> <p>関係項目1、ごみ収集運搬に関することになります。</p> <p>現況でございますが、ごみ収集運搬につきましては、両市町ともに、各家庭からごみステーションで排出された燃やせるごみ、燃やせないごみ及び資源ごみを収集運搬し、ごみを適正に処理するものでございます。</p> <p>現況にありますように、主に3の収集休業日及び11ページにあります4の収集時間が異なっております。調整の結果でございますが、表の右側、具体的な調整内容といたしまして、「ごみ収集運搬に関することについては、収集休業日及び収集時間が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。」といたしました。</p> <p>関係項目1についての説明は以上でございます。</p> <p>次に、資料の12ページをお願いいたします。</p> <p>関係項目は、2の一般廃棄物処理計画になります。</p> <p>現況でございますが、1の一般廃棄物処理基本計画につきましては、廃棄物の発生抑制及び資源化を進めるとともに、排出された廃棄物について適正な収集、運搬、中間処理、最終処分を確保し、持続可能な循環型社会を構築するものでございまして、両市町ともに法律に基づき策定をしていますが、計画期間が異なっております。</p> <p>調整の結果でございますが、表の右側、具体的な調整内容として、「一般廃棄物処理基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。」としました。</p> <p>次に、同じページの2の一般廃棄物処理実施計画になりますが、先ほど</p>
--	--

	<p>の一般廃棄物処理基本計画に基づき年度ごとに策定をしているもので、両市町ともに策定をしております。</p> <p>調整の結果でございますが、表の右側、具体的な調整内容として、「一般廃棄物処理実施計画については、合併時に再編する。」といたしました。</p> <p>関係項目2についての説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、資料の13ページをお願いいたします。</p> <p>関係項目は、3のごみ減量化器具購入費助成金になります。</p> <p>現況でございますが、ごみ減量化器具購入費助成金につきましては、市のみの事業になっておりまして、助成内容は、1の生ごみ処理槽、2の生ごみ処理容器、3の生ごみ処理機の購入者に対して助成をするというものです。</p> <p>調整の結果でございますが、表の右側、具体的な調整内容といたしまして、「ごみ減量化器具購入費助成金については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。ただし、指定店の見直しについては、合併時まで調整する。」といたしました。</p> <p>関係項目3についての説明は以上でございます。</p> <p>以上で、議案第29号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第29号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>小森谷委員。</p>
<p>議 長</p> <p>小森谷委員</p>	<p>板倉町の小森谷でございます。</p> <p>直接、この項目の中に該当するかどうかわかりませんが、基本的には、先般1市2町で広域化ということで、ごみの収集運搬事業をスタートさせていただいております。そういった中で、館林市、明和町、板倉町におきましては、収集運搬については各自治体の経費で賄うというようなことが1市2町でやられた広域の中では現在運用されているわけですね。</p>

	<p>れども、将来的には経費の削減という中で、ごみの収集運搬業者についても、館林市の場合は組合方式が行われている。そういう違いがあるのですが、将来的な展望の中で、収集運搬業者を統一化するというようなことはお考えになっておられるのでしょうか。</p>
議 長	<p>専門部会のほうで答えられますか。</p> <p>館林市市民環境部長。</p>
打木部長	<p>館林市市民環境部長の打木と申します。</p> <p>ごみの収集運搬につきましては、現在、1市2町それぞれ行われていて、収集業者選定に当たりましては、それぞれ組合なり、業者と契約を結んで実施しております。これは収集回数ですとか分別の方法が違うものですから、それに見合った形での契約となっております、その辺りの統一が図られた暁には、1市2町で収集運搬方法を統一するというのも一つの検討課題とは考えています。</p> <p>また、地域も非常に広いものですから、収集運搬に当たりまして、車両の数も必要なものですから、一つの会社だけでは賅い切れないケースもございますので、そういうことも協議をしながら、契約方法なり実施方法を考えていきたいと思っています。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>小森谷委員。</p>
小森谷委員	<p>多分1市2町でハード的には全部完成をしているというふうに思います。その中で、やはり経費という部分考えた場合には、収集運搬業者にかかる費用が、一番大きな課題になると思います。新市においては、当然そういったところも含めてご検討されると思うのですが、そういったところまで踏み込んで、新しいまち、合併をされた場合にもスタートできるような体制の中で調整を図っていただきたい。現状こういった形で各自治体から運搬業者に対して払われているのかわかりませんが、この1市2町で</p>

議 長	<p>やったごみの広域化、そういった中で費用削減するような観点を考えた場合には、ぜひそこまで踏み込んで、ご検討いただきたいというふうに思います。</p> <p>ご意見を賜ったということによろしいでしょうか。</p>
小森谷委員	はい。
議 長	<p>ほかにございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは、質疑を打ち切りまして、採決を行います。</p> <p>議案第29号 合併協定項目23—16 「ごみ収集運搬業務事業について」を原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員でございます。</p> <p>よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第30号 合併協定項目23—17 「環境対策事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
木村事務局係長	<p>それでは、資料の15ページをお願いいたします。</p> <p>議案第30号 合併協定項目23—17 「環境対策事業について」を説明いたします。</p> <p>表の中の調整方針になりますが、合併協定項目が4つございます。</p> <p>1、環境基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>2、環境美化事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p>

	<p>3、斎場については、合併時に統合する。</p> <p>4、渡良瀬遊水地の保全及び利活用に関することについては、合併時に統合する。</p> <p>それでは、関係項目ごとに説明いたしますので、次の16ページをお願いいたします。</p> <p>関係項目は、1、環境基本計画になります。</p> <p>現況でございますが、環境基本計画は市のみの事業となっておりまして、館林市環境基本条例に基づき策定しているものでございます。良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策を推進しています。</p> <p>調整の結果でございますが、表の右側、具体的な調整内容として、「環境基本計画については、館林市のみ策定しているため、合併時は館林市の計画をそのまま新市に適用し、合併後、新市において速やかに策定する。」といたしました。</p> <p>関係項目1についての説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、資料の17ページをお願いいたします。</p> <p>関係項目は、2の環境美化事業になります。</p> <p>現況でございますが、環境美化につきましては、行政、住民、事業者などが協力して清潔で美しいまちづくりを推進しているものでございます。</p> <p>ごらんのように、2番の一斉清掃につきましては、1番の環境美化運動とは別に、館林市のみ春と秋に地域清掃活動を行っています。</p> <p>調整の結果でございますが、「環境美化事業については、実施する事業が異なるため、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。」といたしました。</p> <p>関係項目2についての説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、資料の18ページをお願いいたします。</p> <p>関係項目は、3の斎場になります。現況でございますが、斎場につきましては、ごらんのとおり市のみ設置されております。</p> <p>調整の結果でございますが、表の右側、具体的な調整内容として、「斎場については、館林市のみ設置しているため、館林市の例により合併時に統合する。」といたしました。</p>
--	--

<p>議 長</p>	<p>関係項目3についての説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、資料の19ページをお願いいたします。</p> <p>関係項目は、4の渡良瀬遊水地の保全及び利活用に関することとなります。</p> <p>現況でございますが、渡良瀬遊水地の保全及び利活用に関することについては、板倉町のみの事業になっております。</p> <p>初めに、1の渡良瀬遊水地保全・利活用協議会については、湿地の保全と湿地の賢明な利用を図るため、関係機関及び周辺の住民等が十分に協議を行うことを目的としております。内容については、ごらんとおりでございます。</p> <p>続きまして、20ページ、2番の渡良瀬遊水地エリア エコロジカル・ネットワーク推進協議会につきましては、トキやコウノトリなどを指標にした多様な生物の生息可能な自然環境の保全・再生方策を推進し、広域連携による魅力的な地域づくりを実現することを目的としています。内容については、ごらんとおりでございます。</p> <p>最後に、21ページの3番のラムサール条約登録湿地関係市町村会議につきましては、湿地の適正な管理に関し、関係市町村間の情報交換及び協力を推進することにより、地域レベルの湿地保全活動を促進することを目的としております。内容については、ごらんとおりでございます。</p> <p>調整の結果でございますが、資料が戻りまして19ページになりますが、表の右側、具体的な調整内容といたしまして、「渡良瀬遊水地の保全及び利活用に関することについては、板倉町の例により合併時に統合する。」といたしました。</p> <p>関係項目4についての説明は以上でございます。</p> <p>以上で、議案第30号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第30号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p>
------------	--

<p>議 長</p>	<p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、質疑を打ち切り、採決を行います。</p> <p>議案第30号 合併協定項目23—17 「環境対策事業について」を原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員でございます。</p> <p>よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、これよりは協議事項に移ります。</p> <p>協議第3号(継続協議) 合併協定項目3 「新市の名称について」を議題といたします。</p> <p>事務局に説明をお願いします。</p>
<p>丸山事務局次長</p>	<p>事務局次長の丸山でございます。よろしく申し上げます。</p> <p>協議第3号につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>資料につきましては23ページになります。新市の名称につきましては、第2回の協議会におきましてご説明をしておりますが、前回の協議会におきまして、合併の方式を編入合併とすることが確認されましたので、改めてご説明をさせていただくものでございます。</p> <p>表の中をごらんください。合併協定項目3、新市の名称の調整方針については、本日、参考資料をご説明させていただきますので、ご検討をお願いし、次回以降の審議事項とさせていただくものでございます。</p> <p>第2回の合併協議会でご説明をした内容を抜粋して記載しております。</p> <p>名称を検討する上で、編入合併の場合は、編入する市町村の法人格のみ存続するため、新市町村の名称は、編入する市町村の名称とすることが一般的であります。新たに定めることもできます。ただし、新たに定める場合には、既存の他の市町村の名称と同一にならないように配慮する必要があります。</p> <p>資料の28ページをお願いいたします。参考資料となります。県内の合併</p>

<p>議 長</p>	<p>事例を記載しております。編入合併をした市町の新たな名称の事例では、全ての市町が新たな名称を協議会で決定し、編入する市町の名称としております。</p> <p>29ページは、県外近隣自治体の合併事例を記載しております。県内同様に、編入合併をした全ての市が、新たな名称を協議会で決定し、編入する市の名称としております。</p> <p>以上で、協議第3号の説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>新市の名称につきましては、合併協定項目の中でも基本項目となりますので、まずは委員各位のお考えなどをお伺いさせていただき、その結果を勘案しました上で、次回以降の審議事項にさせていただきたいというふうに考えております。</p> <p>本日、取り決めるものではございませんので、委員各位の忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。</p> <p>いかがでしょうか。</p> <p>江森委員。</p>
<p>江森委員</p>	<p>委員の江森です。</p> <p>私の考えでございますが、ぜひ「館林市」を新しい市の名称としていただければと、そんなふうに思っております。その理由でございますが、一番は、看板あるいは道路標識、いろんなものを新しくするというは大変な費用もかかるかと思えます。</p> <p>もう一点は、邑楽館林農協では、北海道から関西方面まで野菜を出荷しておりますが、「館林市」の知名度というのが非常に上がっている。それは、ツツジとか、茂林寺とか、そういうのも有名であります。今、日本一暑いまち、7月、8月になりますと、どこの天気予報の番組でも「館林市」が一番気温が高かったと伝えてくれるものですから、北海道、東北あるいは北陸、関西のほうに行っても、日本一暑いまちだねというふうに、</p>

<p>議長</p>	<p>「館林市」と言っただけでも全国の人が理解してくれる、群馬県の一番暑いまちだということを認識しております。そんなことから、やはり物を販売するには知名度というものが非常に大切でありますので、ぜひ「館林市」を新しい市の名称としていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>江森委員、ありがとうございました。</p> <p>ほかにご意見、いかがでしょうか。</p> <p>板倉町側の意見がありましたら。商工会長の須藤委員、どうですか。</p>
<p>須藤委員</p>	<p>板倉町の須藤と申します。</p> <p>私どもも商工会だとか、いろいろ動いておりますと、やはり「館林市」という名称、これはいろいろな面で全国的に知られています。先日も全国の物産会に私たち行ってまいりましたけれども、やはり「館林市」という名称のほうが商工会としてもイメージが全国的です。地方のこの辺では「館林市」だとか、また「板倉町」だとか、わかりますけれども、ちょっと遠くに行くと、やはり邑楽郡板倉町という、本当に邑楽郡ってどこだろうというようなことで言われます。群馬県館林市という、向井千秋さんなどいろんな形で有名になっているので、江森さんが言ったように、知名度が「館林市」のほうがあると思います。我々もいろんな会合に行きますと、名称は「館林市」ですねという方が多くいらっしゃるというのが現状であります。</p>
<p>議長</p> <p>増田委員</p>	<p>須藤委員、ありがとうございました。</p> <p>ほかはいかがでしょうか。</p> <p>増田委員。</p> <p>板倉町の増田でございます。</p> <p>私も江森委員と同様に、「館林市」のほうがよろしいかと思えます。そ</p>

<p>議 長</p>	<p>れといいますのは、自分の郷土を説明するときに、「板倉町」ということを説明するとわからないために、どうしても館林市の隣の町であるということの説明をしますので、やはり「館林市」の名前のほうがわかりやすい市になるのではないかと思いますので、「館林市」という名称がよろしいかというふうに私は考えます。</p> <p>増田委員さん、ありがとうございました。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>各貴重なご意見、ありがとうございました。</p> <p>それでは、本議案につきましては、審議に当たっての事前説明となりますので、採決ではなく、確認をさせていただきます。</p> <p>協議第3号につきましては、次回以降の審議事項とさせていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>新市の名称につきましては、そのように取り扱わせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、協議第4号(継続協議) 合併協定項目4 「新市の事務所の位置について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>丸山事務局次長</p>	<p>協議第4号につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>資料につきましては25ページになります。</p> <p>新市の事務所の位置につきましても、第2回の協議会におきましてご説明をしておりますが、改めてご説明をさせていただきます。</p> <p>表の中をごらんください。合併協定項目4、新市の事務所の位置の調整方針については、本日、参考資料をご説明させていただきますので、ご検</p>



	<p>でも距離的には問題ないかと思えますけれども、国の機関、県の機関を見ますと、合計10カ所の機関が全て館林市役所の5キロ圏に存在するという ことで、事務所としては館林市に置くのが適当かと考えております。ただ し、合併しまして、板倉町の住民サービスが低下するようなことがあると 困りますので、ぜひともこの事務所を館林市に置くということになりまし ても、板倉町民の住民サービスが低下しないように、いろんな方面で検討 していただければと思っております。私の考えとすれば、事務所は館林市 に置くのが適当かと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>小林委員さん、ありがとうございました。</p> <p>ほかにご意見ございませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>それぞれの住民の皆さんにおいては大切なものであると思います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>委員各位より大変貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。</p> <p>それでは、確認をさせていただきます。</p> <p>協議第4号につきましては、次回以降の審議事項とさせていただくこと にご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>新市の事務所の位置につきましては、そのように取り扱わせていただき ますので、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、協議第29号 合併協定項目23—2 「電算システム事業に ついて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>

<p>木村事務局係長</p>	<p>それでは、資料の31ページをお願いします。</p> <p>協議第29号 合併協定項目23—2 「電算システム事業について」を説明いたします。</p> <p>表の中の調整方針になりますが、「電算システム事業については、合併時に統合する。」としております。</p> <p>それでは、関係項目ごとに説明をいたしますので、次の32、33ページをお願いします。</p> <p>現況でございますが、1番の住民情報等基幹システムですが、これは住民情報等を総合的に一体化した共通基盤ソフトになっておりまして、システム開発業者も同一になっております。ごらんのように両市町ともに、ほぼ同じユニット、システムでございますが、こちらを導入しております。丸が導入をしているものということになります。</p> <p>調整の結果でございますが、表の右側、具体的な調整内容として、「住民情報等基幹システムについては、両市町共通基盤ソフトとして開発されているため、館林市の例により合併時に統合する。</p> <p>また、一方の市町のみ導入されたシステムについては、住民サービスの向上と職務能率を向上させるため、システムを統合するものとする。</p> <p>なお、住民データ等を統合する際には十分な確認作業を行うものとする。」といたしました。</p> <p>続きまして、34ページをお願いします。2番の住民情報等基幹システム以外の重要システムとなります。これは、先ほどの共通基盤ソフトとは別で、こちら以外で住民情報等を扱う重要システムとなります。このように分類しておりまして、ごらんのように導入システムは、共通、個別のように分かれております。</p> <p>調整の結果でございますが、表の右側、具体的な調整内容といたしまして、「住民情報等基幹システム以外の重要システムについては、①共通システムは、館林市の例により合併時に統合し、②個別導入システムは、合併時まで調整し、統合する。また、一方の市町のみ導入されたシステムについては、住民サービスの向上と職務能率を向上させるため、システム</p>
----------------	---

<p>議 長</p>	<p>を統合するものとする。なお、住民データ等を統合する際には十分な確認作業を行うものとする。」といたしました。</p> <p>続きまして、35ページの3の住民情報等基幹システム以外の主なシステムとなっております、上記の1番と2番以外のシステムという考え方となっております。</p> <p>現況はごらんのとおりとなっております、調整の結果になりますが、表の右側、具体的な調整内容といたしまして、「住民情報等基幹システム以外の主なシステムについては、個別導入システムは、合併時まで調整し、統合する。</p> <p>また、一方の市町のみ導入されたシステムについては、住民サービスの向上と職務能率を向上させるため、システムを統合するものとする。</p> <p>なお、住民データ等を統合する際には十分な確認作業を行うものとする。」としました。</p> <p>以上で、協議第29号の説明を終わります。よろしく願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>協議第29号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>増田委員。</p>
<p>増田委員</p>	<p>板倉町の増田と申します。</p> <p>電算システム事業についてお伺いいたしますが、基本的なコンピューターは館林市役所の中にあるものでしょうか。それとも、どこか業者に委託をして、それぞれ細かくありますが、このシステムだけを利用しているのでしょうか。また、市役所にはシステム課というか、そういうコンピューターに詳しい職員がおられるのかどうかについてもお伺いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局。</p>

木村事務局係長	<p>それでは、質問にお答えします。</p> <p>住民情報等のコンピューターのデータにつきましては、館林市役所の中にサーバールームというものがございます。そちらにデータを蓄積しております。特に住民情報に関係するものにつきましては、桐生市の業者になりますが、板倉町でも同じ業者に委託をしてメンテナンスを行っております。これ以外のシステムにつきましては、市のシステム管理係が企画課の中にありますので、こちらの職員が日々のメンテナンスをしております。</p>
議 長	<p>ほかにご意見、ご質問ございますか。</p> <p>河本委員。</p>
河本委員	<p>館林市の河本でございます。</p> <p>電算システムの事業については、いろいろありますが、最近、非常に問題になっております、捨てられた不動産ですか、それら、空き家対策も含めて、登記をされていない土地とか、そういうのがあって、都市計画とかいろいろやっていくときに、非常に弊害があるのですけれども、合併するときまでに調査するというお考えがあるのでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
木村事務局係長	<p>河本委員のご質問にお答えします。</p> <p>空き家につきましては、今、日本中で話題になっておりまして、こちらの電算システムから抽出されると簡単に済むというものもあるのですが、こういった個人の情報を空き家の調査のために利用してしまうのは個人情報保護法に抵触してしまうため、できません。ですから、あえて、人の目で見たり、そういった現地調査を踏まえて、空き家の調査をしているものでございます。</p> <p>また、空き家につきましては、市の安全安心課、それと町の総務課のほうで対策を進めていくと認識しております。</p> <p>以上でございます。</p>

議 長	河本委員。
河本委員	登録されていない不動産というのは結構あるのですか。登録されていないというか、代がどんどんかわってしまって、相続をせずに所有者がわからなくなってしまったというものは、どの程度あるのでしょうか。
議 長	どなたかお答えできますか。 板倉町の根岸課長。
根岸課長	お世話になります。板倉町総務課長の根岸です。 ご質問の件に関しましては、固定資産の関係ということになると思います。担当としましては、館林市も板倉町も資産税の関係になるかと思えます。委員のご質問にありました、例えば所有者がわからなくなっているのではないかというお話なのですけれども、相続をした方にその所有権は移りますので、もし相続をされていれば新しい方に移っていきますけれども、相続をされていない場合は、その前の方のお名前になっておりまして、もしお亡くなりになっているような場合は、法定相続人に対しまして、行政のほうからも、その管理をお願いするという通知文のほうは差し上げております。ただし、あくまでも一人ではなくて何人もおりますので、その法定相続人の中でどなたか代表者を決めていただくか、管理者を決めていただくということをまずお願いいたしまして、それが整えば、その方をお願いをするわけなのですけれども、もし整っていない場合につきましては、今の段階としては非常に管理が難しい状態になってきます。その対策を何とかしようということで、国のほうでも平成27年に特別措置法を制定いたしまして、空き家対策のほうには力を入れております。館林市では、現在、それに対する条例を整備されているというふうに聞いておりますし、板倉町におきましても、まだ予定なのですけれども、今度の12月議会の中に、それに関する対応の条例を上程していきたいというふうに考えています。

	<p>そのようなことで、今後、まだまだシステムに反映するということはできませんけれども、条例を制定して、その中で協議会を設立いたします。その協議会の中で特定空家というものを指定しまして、それに指定されれば、今度は強制力を持って撤去なり、そういうことができていくということで、今の段階といたしましては、まだその途中ということになりますので、今後の課題ということでご理解を願いたいと思います。</p>
河本委員	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>ほかに。 青木委員。</p>
青木委員	<p>板倉町の青木と申します。 共通というのと個別というのがあるのですけれども、個別という項目、34ページに財務システムとか、人事給与システム、ネットワーク関連設備というのが個別となっておるわけですが、館林市と板倉町の個別というのは、例えば3項目は同じ業者に頼んであるのでしょうか。そういう点を聞きたいのですけれども。</p>
議長	<p>事務局、お願いします。</p>
木村事務局係長	<p>それでは、事務局からお答えします。 個別システムにつきましては、業者が全く違うものということで把握しておりまして、共通につきましては基本的には同一の業者ということで、事務局内で調査を行いまして把握しているところでございます。</p>
青木委員	<p>例えば館林市が財務システム、人事給与システム、ネットワークという、この3つの項目が同じ業者なのかということ聞いたのです。板倉町のこの3つの項目の委託している業者は同じ業者なのか。業者名が別なのはわかります。館林市はAのところ、板倉町はBというところで、同じところ</p>

<p>議長</p>	<p>へ頼んでいますか。それとも、いろんなところへばらばらに頼んでいるのかということをお聞きしているのです。</p>
<p>木村事務局係長</p>	<p>事務局。</p> <p>例えば財務会計システムは個別というところで、具体的にご説明しますと、システム開発業者は全く別の業者がやっております。システムの形態も全く別ということになっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>青木委員</p>	<p>館林市は個別システムをAというシステム会社に委託している。板倉町はBというシステム会社に委託している。別々なのはわかるのです。ところが、館林市が財務システムはAという会社、人事給与システムあるいはネットワークシステムはB、C、Dとか、ばらばらに頼んでいるのか。ある特定のところに頼んでいるのかとか、そういうことを聞いているのです。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局。</p>
<p>木村事務局係長</p>	<p>例えば財務、人事などにつきましては、板倉町ではGCCという会社へ委託しておりまして、2つとも同じGCCでございます。館林市につきましては、財務会計システムは両毛システムズ、人事給与システムも両毛システムズということで、こちらは同じものでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>青木委員</p>	<p>わかりました。</p> <p>それと、もう一つ、32ページ、例えばシステムというのとユニットという言葉があるわけです。ユニット名、システム名とか、こういうのはどういふふうに使っているのですか。</p>

議 長	事務局。
木村事務局係長	<p>こちらのユニット名（システム）というものでございますが、こちらの1番の住民情報等基幹システムにつきましては、市町とも同じ業者に委託しているということです。この業者が使っているものがユニット名という、一般的にいうとシステム名称でございます。こちらをたまたま業者が使っているユニット名というものを引用させておりますので、一般的にわかりやすい括弧名でシステムというふうに、こちらを入れさせていただいております。表現上の違いというふうにご理解をいただきたいと思いません。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	青木委員。
青木委員	<p>では、最後に1つだけ聞きたいのですけれども、別々に頼んでいるのを個別というのでしょうか、赤丸のところは、館林市だけが使っているシステムで、板倉町にはないわけです。これと同じように、システムが別々のものは館林市と板倉町の個別に委託しているシステム会社のどちらかに統一すればいいだけで、別段、難しい話ではないと思えますが。</p>
木村事務局係長	<p>基本的には、例えば34ページの上から2番目の生活保護システムなどは、館林市が入っておりまして、板倉町が入っていないということになれば、仮にシステムを導入する、その中でシステム導入に関しましては、さまざまな調整なども必要になってくると思われませんが、基本的には一方の市町に導入されたシステムについては、住民サービスの向上と職務能率の向上させるためにシステムを統合、導入するということになっています。</p>
議 長	青木委員。
青木委員	これは一方のシステムを廃止して、一方のシステムに統一するわけです

<p>議長</p>	<p>けれども、廃止する側のシステムについては何年契約とか、長期契約があり、契約を破棄するにあたってお金がかかるということも発生するのでしょうか。その辺のことも具体的には検討されているのですか。</p>
<p>木村事務局係長</p>	<p>事務局。</p> <p>青木委員のご質問のお答えなのですが、まだ詳細なところにつきましては事務局レベルでは調整をしてございません。やはり合併というものが明確になった時点で内部的な調整や業者との協議が必要になると考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかにもございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、協議第29号につきましては、次回以降の審議事項とさせていただきますことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>「電算システム事業」につきましては、そのように取り扱わせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、協議第30号 合併協定項目23—3 「広聴広報関係事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>木村事務局係長</p>	<p>それでは、資料の37ページをお願いします。</p> <p>協議第30号 合併協定項目23—3 「広聴広報関係事業について」を説明いたします。</p> <p>表の中の調整方針になりますが、関係項目は2つございまして、1番の</p>

広報事業については、合併時に統合する。2、広聴事業については、合併時に統合する。としております。

それでは、関係項目ごとに説明いたしますので、次の38ページをお願いいたします。

関係項目は、1の広報事業になります。

現況でございますが、まず1番の広報紙につきましては、ごらんのとおりの内容になっておりまして、(2)番の発行回数が市では22回、町では12回、毎月1日に発行しているという状況でございます。

その他につきましては、ごらんの状況でございます。

1番の広報紙の調整結果でございますが、表の右側、具体的な調整内容といたしまして、「広報紙については、館林市の例により合併時に統合する。具体的には、きめ細かな情報発信を行うため、発行回数は館林市の例により増やす。ただし、発行回数増加に伴う配布については、行政区の理解を得ながら行う。」としました。

次に、39ページの2の公式ホームページです。

現況でございますが、両市町ともにインターネットホームページを利用したホームページにより行政情報を発信しています。

(2)の更新方法が異なっておりまして、市が一括して作成公開を行うのに対しまして、町では各課が作成したものを一括して公開を行っているというものでございます。

調整の結果でございますが、表の右側、具体的な調整内容として、「公式ホームページについては、更新方法が異なるため、板倉町の例により合併時に統合し、新市ホームページとして公開する。」といたしました。

関係項目1の説明は以上でございます。

続きまして、資料の40ページをお願いいたします。

関係項目は、2の広聴事業になります。

現況でございますが、まず1番の陳情要望につきましては、住民等からの陳情や請願等、または懇談等を受け、今後の行政運営に資するものでございまして、要望の対応方法が異なっております。

調整の結果でございますが、表の右側、具体的な調整内容として、「陳



<p>議 長</p>	<p>と、やはり月2回なければ困るという、2つの意見に分かれています。私も、どちらに決めていいか迷っている状況なのですけれども、板倉町の12回、これは月1回だと思うのですけれども、これはずっと初めから月1回なのですか。それとも、2回を1回にしたのですか。</p> <p>それと同時に、月1回で困るようなことはないのかどうか。それもあわせてお聞きします。</p> <p>板倉町総務課長、お願いします。</p>
<p>根岸課長</p>	<p>お世話になります。ただいまの山崎委員さんのご質問に関する内容ですけれども、現在、板倉町は月1回となっております、これは昔から月1回となっております。例えば大きい都市になればなるほど、住民の皆様に提供する情報量がだんだんふえます。そういう意味からいたしますと、一般的なお話になりますけれども、市もしくは大きい町については月2回となっております。具体的に申しますと、邑楽郡内でいいますと大泉町は月2回の発行になっています。これは、先ほど申しましたように情報量がどれだけあるかということがまず一番になります。</p> <p>もう一つ考えられるのは、どれだけきめ細かく出すかということになります。そうしますと、情報量は同じであっても、よりきめ細かくということであれば、2回がベストだと思います。ただし、小さい町になりますと、1回だという理由は、やはりマンパワー、要するに人、職員の数が限られておりますので、その辺は集約をさせていただいて月1回とさせております。ただ、できれば回数が多いほうがいいと思います。</p>
<p>山崎委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>もう一点、今、大きい町、小さい町と言われたのですけれども、隣の足利市、それと佐野市、これは2回だったのを1回にしたというふうに聞いているのですけれども、この辺のところはどうでしょう。間違いでしょうか。</p> <p>(「ちょっと議長、よろしいですか」の声)</p>

議 長	はい。
栗原副会長	<p>広報紙の発行回数の問題ですけれども、小さい町とて、与える量は平等でなければなりませんので、単に回数は2分の1で、1回の情報量を倍にすれば同じことになります。いろんな観点からも、総合的に勘案しているのですが、ちなみに市では平均何ページなのか、2回ですと。いわゆる文字数とか大きさとか、いろんな問題で、1回、2回という論議だけでは、いわゆる情報量なのですけれども、色々な方法がありますので、参考までに館林市の状況を聞かせていただきたいと思います。</p>
議 長	館林市秘書課長。
中村課長	<p>館林市の秘書課長、中村と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>お手元の資料38ページのところに、平均ページ数というのが(7)番にございます。館林市のほうが17.5ページ、板倉町が17.3ページということですので、2回ですので、この倍ということでございます。</p>
栗原副会長	大きさは。
中村課長	同じA4判の同じタイプのものです。
議 長	山崎委員、よろしいですか。
山崎委員	ありがとうございます。
議 長	<p>ほかにございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	それでは、協議第30号につきまして、次回以降の審議事項とさせていただきます。

<p>議 長</p>	<p>ただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>「広聴広報関係事業」につきましては、そのように取り扱わせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、協議第31号 合併協定項目23—5 「納税関係事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>木村事務局係長</p>	<p>それでは、資料の43ページをお願いいたします。</p> <p>協議第31号 合併協定項目23—5 「納税関係事業について」を説明いたします。</p> <p>表の中の調整方針になりますが、関係項目は4つございます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、コンビニ納付については、合併時に統合する。</li> <li>2、インターネット公売については、合併時に統合する。</li> <li>3、督促手数料については、合併時に廃止する。</li> <li>4、標識弁償金については、合併時に統合する。</li> </ol> <p>としております。</p> <p>それでは、関係項目ごとに説明いたしますので、次の44ページをお願いいたします。</p> <p>関係項目は、1のコンビニ納付になります。</p> <p>現況でございますが、ごらんのとおり、市では、納付環境の充実及び納税者の利便性を図るため、市税及び国民健康保険税の2種類のコンビニ納付を行っております。こちら、実績等をご参考をお願いします。</p> <p>調整の結果でございますが、表の右側、具体的な調整内容については、「コンビニ納付については、館林市のみ実施しており、納税者の利便性向上のため、館林市の例により合併時に統合する。」としました。</p> <p>関係項目1についての説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、資料の45ページをお願いいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>関係項目は、2のインターネット公売になります。</p> <p>現況でございます。こちらもごらんのとおり、市では、市税の確保、税負担の公平性を維持するため、差し押さえ財産のインターネット公売を行っております。</p> <p>調整の結果でございますが、表の右側、具体的な調整内容といたしまして、「インターネット公売については、館林市のみ実施しており、歳入確保のため、館林市の例により合併時に統合する。」といたしました。</p> <p>関係項目2についての説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、資料は46ページをお願いいたします。</p> <p>関係項目は、3、督促手数料になります。こちらにつきましては、ごらんのとおり板倉町のみ徴収しております、督促状1通について50円を徴収している状況でございます。</p> <p>調整の結果でございますが、こちら、表右側、具体的な調整内容として「督促手数料については、県内では、市の取り扱いはなく、また、町村は、板倉町も含め4町村のみの取り扱いであることから、合併時に廃止する。」といたしました。</p> <p>関係項目3についての説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、47ページをお願いいたします。</p> <p>関係項目は、標識弁償金になります。こちら、ごらんのとおり板倉町のみとなっております、標識弁償金、こちら原動機付自転車、小型特殊自動車のナンバープレートです。こちらを返納する際に、毀損、紛失をした場合に弁償金を1件当たり200円徴収しているものでございます。</p> <p>調整の結果でございますが、表の右側、具体的な調整内容としまして、「標識弁償金については、板倉町のみ徴収しているため、板倉町の例により合併時に統合する。」といたしました。</p> <p>関係項目4についての説明は以上でございます。</p> <p>以上で、協議第31号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p>
------------	--

	<p>協議第31号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>荒井委員。</p>
荒井委員	<p>板倉町の荒井です。</p> <p>1点だけお聞きします。督促手数料なのですが、板倉町は50円、館林市はいただいていないということで、この調整内容の中にある、県内では、市の取り扱いはないということの確認と、それから、町村では、板倉町を含めて4町村のみの取り扱いであるということですが、その4町村の自治体名がわかれば教えてください。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
木村事務局係長	<p>まず、県内市では、督促手数料は、いずれの市も取り扱っておりません。</p> <p>また、板倉町を含め4町村、取り扱っている町村につきましては、上野村、下仁田町、南牧村となっております。</p>
議 長	<p>荒井委員。</p>
荒井委員	<p>この督促手数料の関係ですが、一般的に納期限までに納めないで督促状が郵送で送られますけれども、そうしますと、例えば館林市の場合は、督促状が4万6,000通ちょっとありますけれども、これは全て郵送で送付していると思うのですが、それはあくまで税金で送っているわけであり、従来からこういった形でやっているのでしょうか。</p>
議 長	<p>館林市納税課長。</p>
相川課長	<p>館林市の納税課長の相川と申します。</p> <p>ただいまの質問にお答えいたしますが、督促状につきましては全て郵送で送付しておりまして、郵送代はもちろん税金でまかなっていることにな</p>

<p>議 長</p>	<p>ります。</p>
<p>荒井委員</p>	<p>荒井委員。</p> <p>わかりました。</p> <p>そうしますと、これは例えば合併時に廃止するとなりますと、板倉町も大体6,000通ぐらいありますよね。館林市で4万6,000通。合わせますと5万ちょっとあります。そうしますと、5万というと、今の郵送料は82円でするので、例えば28年度実績から計算しますとかなりの金額となりますけれども、そういうことを踏まえて、あくまで合併時には廃止するというので案として出していると思うのですけれども、財政的にはどうなのでしょう。</p>
<p>議 長</p> <p>相川課長</p>	<p>館林市納税課長。</p> <p>ただいまの質問ですが、こちらにつきましては、今後も郵送を続けてまいります。ですが、この手数料については、館林市は現在徴収していないということで、今後も徴収をしないという方向で協議をしているところでございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。ほかにございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、協議第31号につきましては、次回以降の審議事項とさせていただきますことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>「納税関係事業」につきましては、そのように取り扱わせていただきますので、よろしくお願いたします。</p>

丸山事務局次長	<p>続きまして、協議第32号 合併協定項目23—25 「文化・スポーツ振興事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは、協議第32号につきましてご説明させていただきます。</p> <p>資料につきましては49ページをお願いいたします。</p> <p>表の中をごらんください。合併協定項目23—25 文化・スポーツ振興事業の関係項目は2項目となりまして、それぞれの調整方針は、1、文化財の保護と管理に関することについては、合併時に再編する。</p> <p>2、生涯スポーツ振興計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。としております。</p> <p>関係項目ごとにご説明をいたしますので、50ページをお願いいたします。</p> <p>関係項目1、文化財の保護と管理に関することとなります。</p> <p>表の中の現況についてご説明をいたします。</p> <p>1の文化財の指定件数では、市が35件、町が58件をそれぞれ指定しております。</p> <p>2の文化財の定期巡回・状況把握につきましては、市が月に1回程度ということですが、町のほうは県文化財保護指導員によるパトロールとなっております。</p> <p>3の文化財の維持管理では、市は、直接、維持管理を実施しておりますけれども、町では、4にありますとおり、文化財の管理委託事業として委託契約を締結しまして管理を行っております。</p> <p>5の文化財保存事業となりますが、この事業につきましては、文化財の保存事業を行う際に、所有者等に補助金を交付する事業でございますが、次のページでございますように、市と町で補助額の取り扱いが異なっております。</p> <p>6の地域ボランティアと連携した保護、活用を実施については、市のみ実施をしております。</p> <p>前のページに戻っていただきまして、表の右側になります。具体的な調</p>
---------	--

	<p>整内容につきましては、「文化財の保護と管理に関することについては、文化財の維持管理方法及び文化財保存事業等が異なるため、合併時に再編する。ただし、指定文化財については、現行のとおり新市において継承する。」としております。</p> <p>続きまして、52ページをお願いします。</p> <p>関係項目は、2の生涯スポーツ振興計画になります。</p> <p>現況についてご説明をいたします。市のみ策定している計画でありまして、目的としては、全ての市民が多種多様な選択ができるスポーツ環境の充実が必要とされることを踏まえ、全ての人たちが生涯を通じて気軽にスポーツを楽しめる生涯スポーツ社会の実現を目指すための基本理念を定めております。</p> <p>基本理念としましては、「より多くの市民がスポーツの楽しみ方や感動を分かち、支えあう社会を構築する。」と定めております。全体目標及び基本施策につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>表の右側になります、具体的な調整内容としまして、「生涯スポーツ振興計画については、館林市のみ策定しているため、合併時は館林市の計画をそのまま新市に適用し、合併後、新市において速やかに策定する。」といたしました。</p> <p>以上で、協議第32号の説明は以上となります。よろしくをお願いします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>協議第32号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>野村委員。</p> <p>館林市の野村です。</p> <p>1点だけ教えていただきたいところがあります。50ページの板倉町の文化財管理委託事業ですけれども、この中で、町指定文化財の所有者等と契約をするというふうになっておりますけれども、何名ぐらいの方がいらっ</p>
議長	
野村委員	

小野田局長	<p>しゃるのか、教えていただきたいと思います。</p> <p>文化財の管理委託事業という中の管理の関係でございますが、板倉町には58の指定文化財がありまして、その中で契約しているということです。</p>
議 長	<p>野村委員。</p>
野村委員	<p>そうしますと、この文化財の町指定文化財58件、これはそれぞれ所有者があつて、その方と年間1万円で委託料を結んでいるということによろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>板倉町教育委員会事務局長。</p>
小野田局長	<p>中には委託料なしという方もあります。先ほどの58は指定文化財の数であつて、委託を締結しているのは48件でございます。</p>
議 長	<p>よろしいですか。ほかにどうですか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは、協議第32号につきましては、次回以降の審議事項とさせていただきますことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>「文化・スポーツ振興事業」につきましては、そのように取り扱わせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、協議第33号 合併協定項目23—27 「生涯学習事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>

丸山事務局次長	<p>それでは、協議第33号につきまして説明いたします。</p> <p>資料につきましては55ページをお願いいたします。</p> <p>表の中にありますが、合併協定項目23—27 「生涯学習事業」に関する関係項目は4項目となります。</p> <p>それぞれの調整方針につきましては、1としまして、社会教育関係団体の支援及び連絡調整については、合併時に統合する。</p> <p>2、成人式については、合併時に統合する。</p> <p>3、公民館業務に関することについては、合併時に再編する。</p> <p>4、青少年センターについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に統合する。</p> <p>としております。</p> <p>それでは、関係項目ごとに説明をいたしますので、次のページの56ページをお願いいたします。</p> <p>関係項目1の社会教育関係団体の支援及び連絡調整になります。</p> <p>現況についてご説明をいたします。市町ともに、社会教育関係団体への助成や指導、助言等を通して、各団体が主体的な活動ができるように支援しておりますけれども、団体の形態や組織が異なっているのが現況でございます。主な団体のみ記載をしております。</p> <p>表の右側、具体的な調整内容としまして、「社会教育関係団体の支援及び連絡調整については、団体の形態、組織や補助対象となる団体が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。」としております。具体的には、館林市の例により各団体を統合するというものではございません。支援方法や連絡調整について、館林市の例により統一するという調整内容でございます。</p> <p>続きまして、57ページになります。</p> <p>関係項目は2番の成人式になります。</p> <p>現況でございますが、成人式につきましては、次代を担う新成人の門出を祝う事業としまして、市、町でそれぞれ実施しております。</p> <p>1の期日、2の会場、3の記念品、4の集合写真につきましては、記載のとおりとなっております。</p>
---------	---

5の式典の準備、運営につきましては、市は、式典進行と第2部のアトラクションともに「二十歳のつどい」実行委員会が担当していますが、町では、式典の進行は事務局、第2部のパーティーは実行委員会が実施しております。

参考までに、平成29年成人式出席者数を記載しておりますので、後ほどご確認ください。

表の右側、具体的な調整内容としまして、「成人式については、開催方法や運営等が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。」といたしました。

続きまして、58ページをお願いいたします。

関係項目3の公民館業務に関することとなります。

現況でございますが、公民館としまして、市で11館、町で4館、それぞれ設置をしております。

2の公民館業務の主なものについて業務名を記載しておりますが、公民館だよりの発行や公民館まつりの開催方法等が異なっております。

3の開館時間、4の休館日では、記載どおり市と町で異なっている状況でございます。

表の右側になります、具体的な調整内容としまして、「公民館業務に関することについては、業務内容、開館時間、休館日等が異なるため、地域住民の利便性、必要性を考慮し、合併時に再編する。」といたしました。

続きまして、59ページになります。

関係項目4の青少年センターになります。

現況でございますが、青少年センターは市のみ設置してありまして、青少年の非行を防止し、健全な育成を図ることを目的としてありまして、1の青少年センターの業務、2の青少年センターの組織等につきましては、記載のとおりになっております。

表の右側、具体的な調整内容につきましては、「青少年センターについては、館林市のみ設置しているため、合併時は現行のとおりとし、館林市の例により合併後に統合する。」としております。

以上で、協議第33号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願

<p>議 長</p>	<p>いたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>協議第33号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いします。</p> <p>井野口委員。</p>
<p>井野口委員</p>	<p>館林市の井野口と申します。</p> <p>1点だけお尋ねをさせていただきます。ページで言いますと56ページになるのですが、生涯学習事業という中で社会教育団体の関係の記載があるのですが、生涯学習という言葉の示すとおり、生涯を通じての学ぶ事業かなと私は認識しているのですが、この中に、子育連やPTA、婦人会等々が中にあるのですが、市では寿連合会、町では老人クラブ連合会の記載がないのですが、この辺についてはどんなふうにお考えになっているのか、お伺いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>丸山事務局次長</p>	<p>事務局、お願いします。</p> <p>社会教育関係団体につきましては、主なものということで記載をさせていただいておりますけれども、それ以外の各団体につきましては、別の合併協定項目である「公共的団体等の取扱い」という中で、先ほど申し上げました寿連合会とか、各種団体、そういった団体の取り扱いを今後協議をしていく予定になっておりますので、そのときにご審議をいただきたいと考えております。</p>
<p>議 長</p> <p>井野口委員</p>	<p>井野口委員。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>私個人的には、やはり主な団体ということの中に入れてもよろしいかな</p>

	<p>と思っております。高齢化社会と言われる中で、人数もふえていくという状況でございますので、ぜひとも入れていただきたいという要望をさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>要望ということでございました。</p> <p>ほかにもございますか。</p> <p>小森谷委員。</p>
小森谷委員	<p>板倉町の小森谷でございますが、文言についてちょっと確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>一つの例を申し上げますと、58ページなのですが、公民館等に関することについては、業務内容、開館時間、休館日等が異なるため、地域住民の利便性あるいは必要性を考慮し、合併時に再編すると。館林の例によりとか、板倉の例により統合するというような文言にはなっていないわけですが、これは新たに提案をするという意味の合併時に再編するということの理解でよろしいのでしょうか。ほかにもそういう言葉の使い方があるのですけれども。</p>
議 長	事務局。
丸山事務局次長	<p>合併時に再編の関係なのですけれども、今後、合併が正式に決まりましたら、両市町事務サイドで具体的に調整をしまして、合併の前までに、その調整結果、どのような再編をするかということを協議会に報告する形を現在考えております。</p>
小森谷委員	改めて報告があるわけですね。
丸山事務局次長	はい。

小森谷委員	結構です。
議 長	<p>ほかにかがででしょうか。よろしいですか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは、質問は打ち切りたいと思います。</p> <p>それでは、協議第33号につきましては、次回以降の審議事項とさせていただきますことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>「生涯学習事業」につきましては、そのように取り扱わせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、協議第34号 合併協定項目23—28 「男女共同参画事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
丸山事務局次長	<p>それでは、協議第34号につきましてご説明をいたします。</p> <p>資料につきましては61ページをお願いします。</p> <p>表の中にあります合併協定項目23—28 「男女共同参画事業」の関係項目につきましては2項目になります。1としまして、男女共同参画基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>2、男女共同参画事業については、合併時に統合する。としております。</p> <p>関係項目ごとにご説明しますので、62ページをお願いいたします。</p> <p>関係項目1の男女共同参画基本計画になります。こちらの計画は、市のみ策定している計画でございまして、目的としては、法令に基づき男女共同参画の施策を総合的・計画的に推進する計画を定め、市民への啓発及び人材育成を図ることにより、男女がともに個性と能力を発揮し、いきいきと活躍する社会を目指すとしております。計画の内容につきましては、記載のとおりでございます。</p>

	<p>具体的な調整内容につきましては、表の右側になります。「男女共同参画基本計画については、館林市のみ策定しているため、合併時は館林市の計画をそのまま新市に適用し、合併後、新市において速やかに策定する。」としております。</p> <p>続きまして、63ページになります。関係項目2の男女共同参画事業になります。</p> <p>現況でございますが、市のみ実施している事業となりますけれども、1の啓発講演会から5の職員への啓発活動など、各種の事業を実施しまして、男女共同参画の啓発や人材育成に取り組んでおります。</p> <p>表の右側、具体的な調整内容として、「男女共同参画事業については、館林市のみ事業を実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。」としております。</p> <p>以上で、協議第34号の説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>協議第34号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>河本委員。</p>
河本委員	<p>これは要望でございますけれども、本日の合併協議会でございますが、市町の幹部の方で、出席している女性は1人だけでございます。そういうことで、男女共同参画基本計画について、やはり今、少子高齢化になってきまして、女性の活躍の機運というのは非常に最近高まっておりますので、ぜひ女性を積極的に採用しまして、その方たちにきちっと政策とか提言なりできるような教育をしていただき、女性を積極的に参加させていただいて、そして市町の発展につながっていくような施策をとっていただければ非常に幸いだと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>

議 長	要望ということでございますけれども、どなたかお答えしますか。
丸山事務局次長	いただいた意見を担当のほうに繋ぎまして、積極的に活用できるような体制の検討をお願いしたいと思います。
議 長	<p>貴重なご意見、ありがとうございました。</p> <p>ほかにごございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは、ないようでございますので、協議第34号につきまして、次回以降の審議事項とさせていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>「男女共同参画事業」につきましては、そのように取り扱わせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、その他でございます。</p> <p>初めに、事務局より報告事項があるようでございますので、よろしくお願いいたします。</p>
林事務局次長	<p>事務局次長の林でございます。</p> <p>資料はございませんので、恐縮ではございますが、口頭にて1件ご報告をさせていただきます。</p> <p>内容は、匿名のご意見等の取り扱いでございます。合併協議会のホームページに寄せられたお問い合わせと回答を載せておりまして、住民の皆様からいただいたご質問やご要望などに対しまして、事務局として回答させていただき、全て協議会への報告と公開を行っております。</p> <p>こちらの取り扱いにつきましては、お問い合わせをいただいた方に対して回答をさせていただき、その内容を広くお知らせするという趣旨に基づいておりますので、連絡先無記名のものにつきましては、事務局として回</p>

	<p>答や公開ができないことをホームページの留意事項として掲載をさせていただくことにしました。</p> <p>参考までに、今般、匿名のご意見をいただきましたが、その内容は、合併の方式が決まった新聞報道をごらんになった方より、住民の意見を聞かないで合併を決めるのかといった内容でございましたが、委員ご承知のとおり、今後、住民説明会での意見聴取を予定しております。また、住民代表である議会の最終判断もございますので、合併が決定するまでにはまだまだ多くの時間や手続が必要でございます。こうした内容を、メールをいただきました方にご説明させていただきたいところでございますが、匿名ですので、回答ができない状態でございます。</p> <p>こうした疑問点を説明する資料としまして、改めまして協議会のホームページに合併までの流れを掲載いたしましたので、後ほどご確認をいただければと思います。匿名意見の取り扱いにつきまして、委員の皆様のご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局より報告がございましたが、このことに関しまして何かございますか。</p> <p>荒井委員。</p>
荒井委員	<p>板倉町の荒井です。</p> <p>ちょっとお聞きいたしますけれども、先ほど住民説明会の件が出ましたけれども、例えば審議事項など決まったことを説明するのでしょうか、いつごろを予定しているのでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局、お願いします。</p>
林事務局次長	<p>住民説明会の予定でございますが、両市町の住民サービスが合併によってどう変わるのか、あるいは変わらないのかといった疑問点にお答えできる時点で開催したいと考えております。基本的には、新市基本計画と両市</p>

<p>議 長</p>	<p>町の住民サービスの変更点などを中心に説明させていただき予定でございますが、ただいまそういったものが協議の途中でございまして、住民サービスに大きく影響するものの主要なものがまとまった時点で住民説明会を開催させていただきたいと考えております。具体的な日程を現時点で定めておりませんが、今後の協議会の進行状況あるいは幹事会の検討結果を踏まえまして、後ほど委員の皆様にお知らせしたいと考えております。</p>
<p>荒井委員</p>	<p>荒井委員。</p> <p>そうしますと、現時点ではまだ未定ということですが、その中において、要するに住民生活に関係した主要なものを提示するのでしょうか、その中でメリット、デメリットの関係があるのですが、合併したら館林市、板倉町が、今と比べてどういうふうになるかというところが一番重要だと思うのです。今の審議状況を見ますと、その辺のメリット、デメリットを判断できるような状況ではないと思うのですが、そうしますと住民説明会の日にちについては、まだこれから随分先になるという感じがしますが、これから、そのメリット、デメリット、館林市と板倉町が合併した場合にどういったふうに変ってくるかというのをこれからいろいろな生活に即した問題について、もっと深く審議する必要があるのではないかと感じますが、その辺、いかがでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局。</p>
<p>林事務局次長</p>	<p>新市基本計画の中にメリット、デメリットの記載をしながら、わかりやすい説明に努めたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかにございますか。 (「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、それではその他の最後となりますが、本日の会議全</p>

<p>議 長</p>	<p>体を通して何かございましたら、お願いいたします。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>ないようですので、以上で本日の議事を全て終了いたしました。</p> <p>委員の皆様のご協力に心から感謝申し上げます。まことにありがとうございました。</p> <p>これにて議長の役目を解かせていただきます。</p> <p>事務局、よろしく申し上げます。</p>
<p>田沼事務局長</p>	<p>それでは、次第に基づき、栗原副会長より閉会の挨拶をお願いします。</p>
<p>栗原副会長</p>	<p>改めまして、こんにちは。長時間にわたりましてご審議いただいたものであります。本日決定した審議事項が4件。次の機会にということで、事前の審議の説明が8件ということでした。</p> <p>一番最後に、はっとした河本委員からご質問がありまして、考えてみたら、板倉町も館林市も、まずこの中に女性が1人しかいないということもありますし、きょう午前中、連合との懇談がございまして、男女共同の扱い云々という議論もさせていただいたところではありますが、うちの町も残念ながら今時点では、部制はしておりませんが、女性の課長が一人もおりません。そういう点で非常に反省し、どういう形で、いわゆる共同参画社会をつくっていくかということについて、難しさも考えながら対応するというような話を最終的にはしたのですが、そういったことで、ご指摘の点に反省することもあるのかなという感じはいたしますが、一応ここで出発をいたしましたので、うちの役場の職員も、これが夜に行われれば、関係する職場あるいは職員は全員話し合いを見るようにというような職務命令に近いようなものも出せると考えていますが、残念ながら、いつも平日のこういった時間ということで、職員もきっと、女性の職員も含めて、興味がある人でも、しょうがないから課長に任せようとか、聞きながら、みずからの将来に向けて勉強しようとか、いろんな考え方もありながら</p>

田沼事務局長	<p>も、自分の仕事を優先せざるを得ないということでもあります。そういう意味では、より我々に寄せられた責任は重大であります。女性の立場の見方も踏まえて、さらに幅広く進めるべきかなというご示唆をいただいたような感じがいたします。</p> <p>いずれにしても、先ほど冒頭、須藤市長さんのほうからお話がありましたように、傾向的に見ますと、今まで比較的両市町の違いが余り大きくないものを前提に取り上げてきて、そんなに合意が難しくなかったような感じもいたしますが、どこかで必ず大事な問題、大きく違うもの、時間を要するもの、両市町持ち帰って、どういうふうにしたら合意がとれるか、それぞれ協議をすべきものとか、いろいろあろうかと思っております、これからそういう一つ一つ時間をとって検討する時期に入らざるを得ないであろう旨のご挨拶も冒頭ございましたので、そういう意味では、幸い、この次まで約2カ月あるわけですから、恐らく館林市、板倉町の大きな問題点になるであろう調整は、それぞれが理解をされていることとも思いますので、この貴重な2カ月をぜひしっかりと検討いただき、その前段でご協議いただきながら、より順調な合併協議も含めて期待したいというふうに思っております。</p> <p>以上、申し述べまして、ちょっと寒かったような気もしますが、この公民館も、前にも言ったのですけれども、直したのですけれども。本当に長い時間お世話になりました、ありがとうございました。</p> <p>よい年末をまた、新しい年をお迎えいただきますようお祈り申し上げまして、ご挨拶いたします。ありがとうございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様、本日は長時間にわたりご協力を賜りまして、大変ありがとうございました。</p> <p>次回、第10回の協議会につきましては、年が明けまして、平成30年1月24日、水曜日、午後2時より、本と同じ会場での開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、第9回館林市・板倉町合併協議会を閉会</p>
--------	---

	<p>いたします。</p> <p>お忘れ物のないよう、また交通事故等お気をつけてお帰りください。</p> <p>本日は大変ありがとうございました。</p>
--	---